

給料:令和8年4月1日支給分 賞与:令和8年6月30日支給分

滞納者の給料等及び賞与等のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押えが禁止されている部分がありますので、下記の計算例を参考に差押可能金額を算定のうえ、⑧と⑨を白杵市へお支払ください。

摘要		実額	計算金額
賞与等の総支給額(手当等含む)		154,700円	① 154,000円
国税徴収法第76条第1項に定める差押禁止額	第1号 賞与等から源泉徴収される所得税額	0円	a 0円
	第2号 賞与等から特別徴収される住民税額	0円	b 0円
	第3号 賞与等から控除される社会保険料の金額	0円	c 0円
	小計 1号+2号+3号		② 0円
給料等の総支給額(手当等含む)		247,537円	③ 247,000円
国税徴収法第76条第1項に定める差押禁止額	第1号 給料等から源泉徴収される所得税額	4,700円	d 5,000円
	第2号 給料等から特別徴収される住民税額	10,100円	e 11,000円
	第3号 給料等から控除される社会保険料の金額	37,222円	f 38,000円
	小計 1号+2号+3号		④ 54,000円
国税徴収法第76条第1項に定める差押禁止額	第4号 $107,000円 + 48,000円 \times g$ (生計を一にする親族数 0人)		⑤ 107,000円
	第5号 $\{① + ③ - (② + ④ + ⑤)\} \times 20 / 100$	48,000円	⑥ 48,000円
差押可能金額	$(① + ③) - (② + ④ + ⑤ + ⑥)$		⑦ 192,000円
賞与等に係る差押可能金額	$① - ② - ⑤ - \{(① - ② - ⑤) \times 20 / 100\}$		⑧ 37,000円
給料等に係る差押可能金額	$⑦ - ⑧$		⑨ 155,000円

※記載要領

- 上記の計算にあたっては、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは100円未満の端数を、1月以上のときは1,000円未満の端数をそれぞれ次のように取り扱うものとする。
 - ①及び③の金額については、切り捨てる。
 - その他の金額については、切り上げる。
- ①及び③の金額は、所得税等を控除する前の総支給額。
- a及びdの金額は、所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額(国税徴収法第76条第1項第1号)。
- b及びeの金額は、地方税法第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給料等につき、特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額(国税徴収法第76条第1項第2号)。
- c及びfの金額は、健康保険法第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項に規定する社会保険料)に相当する金額(国税徴収法第76条第1項第3号)。
- gの親族とは、滞納者と生活を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族をいう(国税徴収法第76条第1項第4号)。
- ⑥の金額は、⑤の金額の2倍を限度とする(国税徴収法第76条第1項第5号)。